

民間金融機関^(※1)における「経営者保証に関するガイドライン」の活用実績

	平成27年度	平成28年度
① 新規に無保証で融資した件数 (ABLを活用し、無保証で融資したものは除く)	425,709	475,563
② 経営者保証の代替的な融資手法 ^(※2) を活用した件数	407	533
③ 保証契約を解除した件数 ^(※3)	31,701	41,742
④ 合計【④ = ①+②+③】	457,817	517,838

	平成27年度	平成28年度
⑤ 保証金額を減額した件数	15,852	16,361

	平成27年度	平成28年度
⑥ メイン行 ^(※4) としてガイドラインに基づく保証債務整理を成立させた件数	207	231

	平成27年度	平成28年度
⑦ 新規融資件数	3,574,408	3,517,402
⑧ 新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合【⑧ = (①+②)／⑦】	11.9%	13.5%

【代表者の交代時における対応】

	平成28年10月～29年3月
⑨ 旧経営者との保証契約を解除し、かつ、新経営者との保証契約を締結しなかった件数	1,824
⑩ 旧経営者との保証契約を解除する一方、新経営者との保証契約を締結した件数	5,741
⑪ 旧経営者との保証契約は解除しなかったが、新経営者との保証契約は締結しなかった件数	4,820
⑫ 旧経営者との保証契約を解除せず、かつ、新経営者との保証契約を締結した件数	11,488

※1 「民間金融機関」とは、主要行等9行、その他銀行23行、地域銀行106行、信用金庫265金庫(信金中央金庫を含む)、信用組合152組合(全国信用組合連合会を含む)の合計555機関。

※2 「経営者保証の代替的な融資手法」とは、停止条件付保証契約、解除条件付保証契約及びABLをいう。

※3 「保証契約を解除した件数」とは、「特定債務保証の解除をした場合」又は「根保証の期限到来前に解除をした場合」又は「根保証の期限到来時に期限延長等をしなかった場合」をいう。

※4 メイン行の判定については、各金融機関の基準に拠る。

(注) 平成27年4月以降の活用件数については、金融機関からの報告対象を明確化し、中小企業向けに限定する一方、ガイドラインの適用開始前から元々無保証融資を行っていた顧客に対する新規無保証融資等を一律に計上することとしたため、平成27年3月以前の活用件数と比較することは困難である。また、平成28年10月以降から調査項目に、代表者の交代時における対応(⑨～⑫)を追加している。